

自主防災組織の規約

秦野南が丘ウェルシー防災会

(名 称)

第1条 この会は、秦野南が丘ウェルシー防災会(以下、本会という)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、もくせい西管理組合事務所内の自治会事務所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震などの災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1)地震などの災害知識の普及に関すること。
- (2)地震などの災害防止に関すること。
- (3)地震などの発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導などの応急対策に関すること。
- (4)防災訓練の実施に関すること。
- (5)防災資機材などの備蓄に関すること。
- (6)その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、秦野南が丘ウェルシー自治会にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|------|
| (1)会 長 | 1 名 |
| (2)副会長 | 2 名 |
| (3)会 計 | 2 名 |
| (4)委 員 | 18 名 |
| (5)会計監査 | 2 名 |

2. 役員は自治会役員が兼務する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務をまとめ、地震などの災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
3. 会計監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会は、会の意志決定と業務運営のため次の会議を設ける。

- (1) 総会 会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席で成立。
- (2) 役員会 役員2分の1以上の出席で成立。

(総会)

第9条 総会は防災会の最高議決機関であって全会員で構成され、会長が招集して次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

2. 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、役員によって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 総会により委任された議案。
- (3) その他、役員会が特に必要と認めた議案。
- (4) 役員は、別表の各分担事項を掌る。

(防災計画)

第11条 本会は、地震などの災害による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震などの災害の発生における防災組織の編成および任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決をへて別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回、監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

2. 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(別表)

班名	分担事項
情報班	情報の収集、伝達等
消火班	消火器等による消火等
救出班	負傷者等の救出等
救護班	負傷者等の救護等
避難誘導班	住民の避難誘導等
給食給水班	給食、給水活動等

付則

制定施行 平成6年4月24日

一部改訂 平成9年4月20日